



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

全国のいの健仲間と3日間共に学び語り合い実践 15周年記念安全衛生・中央カレッジが開講

「いの健」全国センター15周年記念 労働安全・衛生中央カレッジ第1課が、10月11日～13日に東京で開催されました。北海道から九州から、いの健活動に取り組む仲間のべ50人（運営委員・事務局含む）が参加しました。

講師の体験談や実践を交えた講義

開校式に続く開校講座は、木下恵市参与の「労安活動に取り組んで何が労働組合じゃ」、「じゃ」（問いかけ・叱咤激励）が大事なんや」と強調した木下さんは、自身の職場での体験や、労安なくして職場なしと重要性をわかりやすい言葉で説きました。

講義2は、「労働安全衛生法の基礎知識」。講師は、全労働・南和樹さん。労働現場やその状況から、事故原因や安全対策などについて、隣り合わせの数人で検討しながら進める時間がありました。基礎が学べるだけでなく実践的な講座でした。



木下恵市・全国センター参与

講義3は、化学一般労連・堀谷昌彦さんの「労働安全衛生委員会の役割（実践論）」で、組合・労働安全に関わることになった体験から労安の重要性を紹介。そして職場での「安全文化の構築」を目指す基礎的理論と、安全衛生委員会のパワーアップをはかる具体的な取り組みを提起しました。

講義4は、全労働・鉄田吉信さんの「労災保険制度の基本・知っておくべき基礎知識」で、通勤災害などが認められるケース・例外などの解説があり、その後班ごとにテーマが与えられて、労災と認められるかどうかの検討を行いました。

第1課最後の講義5は、渡邊一博理事（生協労連）による、「労災と職場改善・労働組合の役割」。生協内で起きた事故やその対応、改善例などを生協労連ニュースなどから紹介しました。



模擬安全衛生委員会。委員会以外の人はギャラリーに

中央カレッジカリキュラムの特色の1つに、SGD（スモール・グループ・ディスカッション）があります。4班に分かれて討論をし、全体で共有するという形式の学習です。

演出入りで模擬安全衛生委員会

SGDのメインは、模擬安全衛生委員会。各班で打ち合わせのあと、他班のギャラリーの前で実際に委員会を開きました。凝った演出をした班もあり、時折笑い声も上がりました。回を重ねるごとに班員の意気が合い、討論や検証などが深まって行きました。

台風19号の影響で早目に帰路についた方もいましたが、中央カレッジ1課は無事に終了しました。

後日受講者から、早速職場交渉・安全衛生委員会が活性化できたという、うれしいニュースも届きました。第2課は12月に開講です。

〈今月号の記事〉

ストレスチェックについて	2面
安全衛生活動の交流 (株) きかんし	3面
各地・各団体のとりくみ	
東北ブロック／労働法制中央連絡会／下関造船じん肺訴訟／神奈川／広島／新日鐵住金爆発事故／過労死防止法月間	4～6面
岩手県センター結成／相談室だより 宮城	7面
泉南アスベスト最高裁判決	8面

改正労働安全衛生法 ストレスチェックの具体化進む

労働組合・職場で注視し、対応の検討を

6月に決まった労働安全衛生法の一部改正のストレスチェックの義務化について、具体化への検討が進められています。7月7日から開始された「ストレスチェック項目に関する専門検討会」は、4回開催され9月9日に「中間とりまとめ」をまとめました。「いの健」全国センター理事会では、松浦健伸理事（精神科医）を講師に「現在具体化されようとしているメンタルヘルス対策：ストレスチェックの（効用と）限界について考える」をテーマに学習会を行い、当面の対応方針について検討を行いました。

年に1回以上、3領域の内容を含めること

厚生労働省の「中間とりまとめ」で具体化されてきている実施内容についての主要な点は、

- ① ストレスチェックの実施は1年に1回以上。一般定期健康診断と同時に実施することも可能とする。その際は、労働者に受診義務のないこと、検査結果を本人の同意なく事業者へ通知できないことに留意する。
- ② 実施にあたっては産業医が関与することが望ましい。
- ③ 事業者はストレスチェックを総合的なメンタルヘルス対策の一環として位置付けること、等をまとめています。また、チェック項目については、
 - ① 検査の目的を主に一次予防（本人のストレスへの気づきと対処の支援及び職場環境等の改善）とし、「仕事のストレス」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の3領域に関する内容を含めること
 - ② 具体的な項目は、国が示す標準的なものとして「職業性簡易ストレス調査票」（57項目）を示し、さらに簡略化（23項目）したものを調査票の例として示す、としています。57項目と23項目案は、<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyouku-Soumuka/0000052720.pdf> を参照してください。

総合的対策の一環として位置付けることが重要

制度の導入は、今後、さらに具体化のために2つの検討会が設置され、2015年12月に施行となる予定です。導入にあたっては、労働組合でもしっかり討議し、春闘要求、安全衛生委員会での論議などに反映させていくことが必要です。

制度導入にあたって考え方を、メンタルヘルス研究会での検討をもとに以下、まとめてみます。

● 制度導入の「活用」の仕方・留意点

- ① ストレスチェック制度の導入は、総合的なメンタルヘルス対策の一環として位置付けること。対策が確立していない事業所では、制度導入を機に対策を進めること。
- ② 具体的には、ストレスチェックの結果の集団的分析に基づく職場改善の取り組み、監理監督者向けの研修、労働者に対するセルフケアに関する情報提供や保健指導を含む、総合的対策を行うこと。
- ③ 制度の目的を明確にし、面接やその後の事後措置などの具体化をはかること。
- ④ 安全衛生委員会での調査審議事項とし、導入にあたってのルール・システムを確認すること。
- ⑤ ストレスチェック制度の企画・評価は産業医の関与を求めること。外部機関（EAP等）に委託する場合は、産業医の関わりを強めるシステムとすること
- ⑥ 検査項目については、国が示すものを基礎としながら、自事業所の職場分析に有効な項目を追加すること。
- ⑦ 高ストレス者・面接対象者の選定については、ストレスチェックの結果のみで判断することなく、産業医・産業スタッフを含め十分に検討し進めること。

● 「不利益取り扱い」に関すること

- ① 受診を強要し、懲戒処分や低評価の対象とするなど労働者の不利益にならないようにすること。
- ② 労働者が検査結果の通知に同意しなかったことなどを理由に、会社側が安全配慮義務違反を免れないようにすること。
- ③ 検査結果および生データについては厳重な管理を行うこと

行政での検討状況を注視しながら、より具体的な対応方針について随時検討していきます。

専門検討会「中間とりまとめ」全文は (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000058948.html>) から見ることができます。

(全国センター 岡村やよい)



工夫を凝らしながら、積極的に参加し楽しく活動を 安全衛生委員会の意義と役割

株式会社きかんしは、創立65年を迎えています。

当社の設立は1949年です。戦後の労働運動の高まりとそれに対する権力側の圧力の中で、働くものの印刷会社を設立しようと労働組合・組合員のカンパと出資で設立されました（当初の社名は、株式会社日本機関紙印刷所）。

職業病が多発

当時の印刷会社ではどこでもそうですが、鉛の活字を扱っていたため鉛中毒、重さ20キロの鉛版を扱う職場での腰痛問題、またキーパンチャー職場での頸肩腕症候群など職業病も多発していました。

それまであった、安全委員会・健康管理委員会を土台として安全衛生法にも則り1983年に現在の安全衛生委員会が発足し、労働者の安全と健康を守る活動を行ってきました。

現在の安全衛生委員会は会社側委員6人（安全管理者、衛生管理者、保健室勤務看護師含む）と組合側委員6人（組合選挙で選任）計12人で構成され毎月1回開催しています。安全衛生委員会では年度初めに前年度の総括と次年度の計画を作成しています。年度初めでは新しいメンバーも含め「安全衛生委員会の意義と役割」をDVDなども使って学習しながら委員としての自覚を学びます。

健康大学で啓蒙活動



テーマを決めて健康大学を開催

年間スケジュールでは、特に日常での安全管理、健康管理を重点にウォーキングの実施や時々のテーマを設定した健康大学を開き、安全と健康問題への啓蒙活動を行っています。また年2回社内巡視を行い、安全面での職場のチェックを行っています。照度測定と、騒音測定も年1回の点検項目になっています。また社員への周知徹底のために安全衛生ニュースを発行し、委員会の活動の見える化を図っています。



ウォーキングで健康管理

一頃に比べ機械職場での大きな労災事故は減少していますが、近年ではご多分に漏れずメンタル不調者が増えて来ました。メンタル対策では全社員対象の講演や管理職への講習会などを開き、認識を深めると共に日常での早めの気づきで対策を取るなどを行っています。また休職になってしまった人の職場復帰へ向けては安全衛生委員会の他にメンタル対策委員会で日常的に、主治医・産業医との連携を取る中で効率的な対策を取るようにしています。

管理体制の強化で連続長時間残業者を減らす

また現在、超勤対策でも特に力を注いでいます。人員不足やお客様との関係でどうしても夜型作業なども増え、長時間残業が続く人が増えてきました。労使による残業点検会議を開催して注意喚起はおこなってきたものの、簡単には減少することはできませんでした。36協定からいっても健康問題面からも放置するわけにはいかないということで、管理者の月間を通しての日常管理の取り組みをする中で、制作部門での時差勤務の積極的導入や工程管理の合理化、営業部門での朝の立ち寄り、夕方の立ち寄り出抜け等の緻密な対策をとって日々の管理体制を強化しました。ようやく連続長時間残業者を減らすことができましたが、現実的にはまだ課題として残っている部分もあります。

会社に安全衛生委員会を置く意味を日常的に社員に認識してもらい、安全衛生委員会の行事にも積極的に参加してもらおう工夫を凝らしながら、楽しい、意義のある安全衛生活動を推進していきたいと思えます。（株式会社きかんし総務部長 五十嵐 秀昭）

各地・各団体のとりくみ

東北

東北のすべての県に「いの健」センターを 東北セミナー in 青森

第10回働くもののいのちと健康を守る東北セミナー in 青森が、10月21日・22日に、青森市浅虫温泉で開催されました。

今集会は、1週間前に東北で2つ目の県センター、岩手県センターが結成されたこともあり歓迎の熱気で満ちた開会の集いでした。開会の挨拶は、青森県民医連の飯田寿徳医師から、働くもののいのちと健康がむしばまれるような異常な働かされ方を見直し、人間らしい働き方を取り戻すために大いに学び・交流すること、全国で50万人を超える署名で実現した「過労死等防止対策推進法」の成立を実効あるものにするために、安倍政権の目論む「残業代ゼロ＝ホワイトカラーエグゼンプション」を葬り去るためのたたかい、そして、その中心となる「いの健」センターを東北のすべての県にできるだけ早く結成することを呼びかけました。

1日目は、5つの分科会で学び交流しました。(1) 労安活動の活性化 (2) メンタルヘルスの労災事例の検討 (3) 長時間労働の健康への影響 (4) 被災地の労働者の健康問題 (5) セクハラ・パワハラを

許さない職場づくりの5つのテーマで活発な学習と交流が行われました。

2日目は、記念講演で、



田村副理事長の講演

田村昭彦氏（いの健全国センター副理事長）から、『働く人々の実態と「いの健センターの役割』と題して、九州セミナーの活動の紹介を通して、いの健運動の役割をわかりやすくお話しされました。「楽しくなければ「いの健」じゃない」「誰もが主人公」「みんなが先生。みんなが生徒」を合い言葉に、「学習し、調査し、たたかういの健運動をつくりましょう、東北のすべての県にいの健センターができることを楽しみに待っています」と呼びかけ、講演を閉めました。

今集会の参加者は、120人（内、青森70人）と、7年前の前回は30人も上回る規模で成功し、閉会の挨拶で、来年は青森にセンターをつくって参加すると力強い決意が表明されました。

（宮城県センター 芳賀 直）

労働法制中連

安倍“雇用破壊”にレッドカード 労働法制中央連絡会総会を開催

労働法制中央連絡会は10月2日、2014年度総会を開き60人が参加。9月29日に開会した臨時国会で審議が開始される派遣法改悪法案や労働政策審議会・労働条件分科会で審議されている残業代ゼロなど労働時間法制の改悪を阻止するため、国民的な運動を広げ奮闘していくことを意思統一しました。総会の前段で、「安倍『雇用改革』批判！今こそディーセントワークの実現を」と題し、龍谷大学の脇田滋教授が記念講演し、学習を深めました。

小越洋之助代表委員（労働総研代表理事）が主催者挨拶。「臨時国会が開会し、安倍首相は、地方創生、女性の活躍を前面に出している。女性の多くが派遣で働いて状況があるのに、派遣法改悪、限定正社員制度などを進めており、ポーズであると言わざるを得ない。雇用の安定と賃金の保障がなければ、地方再生はできず、少子化も止まらない。ディーセントワークめざし連帯してがんばろう」と呼びかけました。

全労連の伊藤圭一雇用・労働法制局長が議案を提

案。派遣法改悪法案が閣議決定し上程され、10日にも本会議で趣旨説明が行われると言われていることなど国会情勢を報告。当面の行動として、「10月8日パソナ前行動、10月15日、10月22日の院内集会、労働条件分科会前行動などを成功させ、派遣大改悪法案、労働時間法制破壊を阻止するため、職場から実態をつきつけ、全労働者が反対している姿を見せていこう」と呼びかけました。

討論では10人が発言。日本IBM解雇争議や大日本印刷100%子会社のDNPファイン解雇・偽装請負争議での原告からの訴え、全労連女性部から「安倍首相は、女性の活躍を言うが口先だけ。今まで女性を苦しめてきたのはあなたではないかと言いたい。女性は第1子の出産で6割が辞める。働き続けることは高いハードルで、法整備がない。土台にある長時間労働がこのままでは女性は輝けない」、自治労連からは、「青年ユニオンへの相談で、家庭教師のバイトで保護者からクレームがあり解雇され、罰金7万円を請求されるというものがあり、ブラックバイトもはびこっている」などの実態が報告されました。

（全労連 高島 牧子）

各地・各団体のとりくみ

**下関
造船**

**6年余の歳月を経て2審勝利判決
三菱重工下関造船じん肺・アスベスト訴訟**

9月24日
11時30分、
広島高等裁判
所は三菱重工
下関造船じん
肺・アスベ
スト訴訟につ
いて、下関地裁
の一審判決をくつがえし控訴人(原告)の主張を認める判決を出しました。



判決を受けて、「勝訴」「三菱重工の責任を断罪」の垂れ幕が掲げられると、判決を待っていた支援者から「やったー」「よかったー」「ばんざーい」の声が上がりました。

下関地裁への提訴から数えると、6年半に亘るたたかいであり、原告2人が亡くなるという時間を経ての勝利判決でした。支援者にとっても万感迫る判決でした。

その後弁護士会館で報告集会が開かれ、原告団・弁護団・支援者・マスコミ各社などで会場いっぱいとなり熱気に包まれました。判決で、会社がCT画像を根拠に原告の請求を拒否したことに対して反論し、原告の主張を認めていること、損害賠償は満額ではないながら、現在の到達から見れば許容できるものであることなどが報告されました。

(「いのけん広島だより」485号より)

神奈川

**「過労死対策推進法」どう生かすか
過労死・過労自殺問題交流会**

9月20日、
過労死・過労
自殺問題交流
会を開きまし
た。交流会で
は、中原のり
子さん(東京
過労死を考え
る家族の会代
表)が講演し、「『過労死等防止対策推進法』の成立は大きな成果」と笑顔で報告。今後どう生かしていくのが大切として、安倍首相が進める残業代ゼロの動きに対し「残業代ゼロより、過労死ゼロを」と訴えました。



弟の過労自殺で労災申請をしたTさんは、労災申

請に至った理由として、「会社の対応への怒りが大きい。パワハラ社員への指導がない。謝罪がない。事実を隠ぺいしている」と会社の相談窓口の必要性・処罰の必要を指摘しました。

靴関連会社で働いていた35歳の若者は、ほぼ毎日の帰宅が終電か深夜。健康そのものだったが体調を壊し、1歳2カ月の子を残して急性心不全で死亡。現在労災申請中です。

過労死弁護団共同代表の堤浩一郎弁護士は「神奈川県過労死弁護団が今年再建し総会を開きました。過労死・過労自殺の問題は、まだまだたたかひが必要です」と発言。職場の報告では、障害児学校の長時間過密労働の実態と設備の遅れ、建設職場では重層下請けで労務管理がきちんとされていない、職場の人手不足、労働組合が労働行政の監視役を果たすことが大切 などがこもごも語られ、労災・解雇・争議をたたかっている仲間からも支援の訴えがありました。(神奈川センター 菊谷節夫)

広島

ヒントいっぱい田村講演

第11回総会を開催

9月30日、第11回総会を開き13人が参加しました。まず青木克明会長が先の土砂災害にも触れ、「いのちや健康が粗末に扱われる状態が続いている。10年の取り組みを生かして、新たな前進をしよう」と訴えました。

次に重村幸司事務局長から、経過・方針・財政・新役員体制の報告・提案があり、資料として経過報告を補充する「いの健たより」と10年間の歩みを補充する「これまでの取り組み」が提出されました。

記念講演では田村昭彦・「いの健」全国センター副理事長が、パワーポイントを活用してこれまでの労安運動の到達点や労働者の状態、九州における地方の取り組みを詳しく報告しました。これからの地方センターの取り組みのためのヒントが満載の講演でした。運動の到達として、過労死等防止対策推進法が成立したことに触れ、職場・社会・国会が一体となったたたかひの必要性を訴えました。

九州の活動については、「楽しくなければ労健連ではない」という共通スローガンを示し、3要素として①社会的役割が発揮されている組織、②個人の存在が尊重されている組織、③柔軟な組織・変化に耐えうる組織・あたらしいことを吸収し得る組織と指摘しました。今後の広島センターのあり方のヒントになりました。(広島センター 重村幸司)

連続する新日鐵住金製鐵所大事故 懸念されていた人災事故の発生

市民による「名古屋製鐵所の爆発・黒煙事故を考える会」が開かれる

9月3日午後、新日鐵住金(株)名古屋製鐵所(以下名製鐵所)で発生した爆発は、東海市消防本部消防車13台、知多市消防本部救急隊1隊出動。ドクターカー、ドクターヘリ(愛知県、岐阜県、静岡県)も出動。DMAT(災害派遣医療チーム)23人参加。重軽傷15人(重症者4人、中等症4人、軽傷7人)という大参事になりました。また、被災者の中に副所長やコークス工場長など名製鐵所の幹部も含まれていることも事故の特徴です。

発生場所は「黒煙」発生設備と同じ

2014年1月17日と20日の停電に伴う黒煙事故、5月8日にベルトコンベア50m焼損の火災事故、6月22日と7月27日の停電に伴う黒煙事故、そして今回の爆発事故と続いています。この6回の事故はすべてコークス設備に関わる事故でした。コークス設備は大量の危険物を取り扱う設備で安全管理体制も問われるものです。

製鐵所の設立以来163人の死亡災害

名製鐵所は社内でも労働災害や設備トラブルが多いと指摘されてきました。1996年頃の社内資料では、防災関係で名製鐵所は日本の中でも、ワースト1かワースト2で改善が求められていました。しかし、その後も2003年ホルダー爆発事故、2004年停電事故、2008年爆発事故と連続しています。

今年発生した6回の事故はそれぞれ原因が異なるようです。設備の老朽化、要員削減、世代の交代が指摘されています。名製鐵所は、従業員の告発や立ち入り調査で、消防法違反、高圧ガス取締法違反、電気事業法違反、労働安全衛生法違反などたびたび是正勧告や、指導票が出されてきました。名製鐵所のモラルハザードが考えられます。

生産最優先 現場検証前に操業開始

あいつぐ事故に、大村愛知県知事は事故後「言語道断、原因究明と再発防止」など厳しい対処で臨むと記者会見を行いました。 「自治体には消防法などで事故炉の停止を求めたり、停止をもとめたりする権限はない」として、県民の命とくらしを守る立場を放棄しています。

事故の現場検証も一酸化炭素の濃度が濃く、行政等の立ち入り調査は8日に延期されましたが、名製



新日鐵住金名古屋製鐵所事故

鐵所は5日、取引先に対する供給責任を主張し、設備を稼働させました。愛知県、東海市、県警、労働基準監督署の現場調査も実施されない中の再稼働に市民の疑問や不審が強まっています。

再発防止のために

今回の事故は、市民運動なしでは、安心して働き、生活することができないことを示しました。爆発事故直前の愛知センター総会は、名製鐵所の黒煙問題に取り組む方針を決定、要請書を新所長に送付しました。9月6日には、市民による「名古屋製鐵所の爆発・黒煙事故を考える会」が開かれ、健康センターも参加。今後の取組み、安全衛生配慮義務違反を正していくことを決めました。

(新日鐵住金名古屋製鐵所 手塚治男)

過労死等防止対策推進法は 11月1日施行と閣議決定

6月に成立した過労死等防止対策推進法の施行は11月1日と、10月14日に閣議決定されました。今後、毎年11月は「過労死等防止月間」が各地で取り込まれることとなります。

法制定後初めての企画として、厚生労働省主催によるシンポジウムが、11月14日(金)13時30分から厚生労働省講堂で開催されます。(詳細は厚生労働省ホームページを参照)。また、北海道(11/22)、三多摩(東京11/12)、愛知(11/22)、京都(11/8)、大阪(11/20)、兵庫(11/12)等で過労死家族の会、弁護団等を中心とした集会・シンポ等が取り込まれます。

「事実から学び、闘う」、「みんなが生徒、みんなが先生」を合い言葉に

働くもののいのちと健康を守る岩手県センター結成

9月13日、働くもののいのちと健康を守る岩手県センター結成総会を岩手県水産会館において、労働組合や民主団体など30組織、56人の参加で開催しました。

結成総会に先立ち、「過労死等防止対策推進法について」と題して、過労死防止基本法制定実行委員会委員長、森岡孝二(関西大学名誉教授)の記念講演を開催しました。

森岡先生は、「男は残業・女はパートの二極分化が進み、過労死の不安と背中合わせに働く恒常的長時間残業とサービス残業が蔓延し『野獣のような働き方』をさせられている。さらに政府は、残業代ゼロの労働法制改悪を進めようとしている。過労死等防止対策推進法が成立したことを生かして、労働局や県も巻き込んで運動してほしい。今年11月の過労死防止啓発月間を岩手のいのちの健センターの運動として取り組んでいただきたい」と強調しました。

記念講演後、結成総会を開催し、県センター準備会を代表しての尾形文智岩手民医連会長(川久保病院院長)が、「岩手県センター結成をしようとして15年が経過し、今回ようやく結成総会を開催することができた。職場での働くもののいのちと健康を守るという、労働者の潜在的要求に対し、私たちの運動と力は大きくはないが、その役割は大きい。多くの働く人と手を携えて共にがんばりましょう」とあいさつしました。「いのちの健」全国センター中林正憲事務局長、「いのちの健」宮城県センター芳賀直事

務局長から来賓あいさつをいただきました。続いて議事に移り、はじめに県センターの結成を確認しました。その後、活



選出された役員

動方針、規約・規則、財政方針及び初年度予算、全国センターへの加盟、役員体制を一括提案。質疑討論では「専門家と力を合わせて、岩手県内の労働者のためにがんばってほしい」、「労災、公務災害で、泣き寝入りしている人のために宣伝、支援して助けてほしい」、「被災自治体職員はがんばっている。センターが専門家集団として労働組合と一緒に支援してほしい」と県センターへの期待が発言されました。拍手ですべての議案を採択しました。

「結成総会宣言」として、誰もが安心して働くことができる社会の現実のために「事実から学び、闘う」、「みんなが生徒、みんなが先生」を合い言葉に積極的に活動することを提案して確認しました。

閉会で副会長に就任した自由法曹団・佐々木良博弁護士が、「私たちの運動をできるだけ楽しく、そして末永く持続的に続けられるように、人間らしく働き、生活することを実現するんだと言う強い決意をもとう」と挨拶して結成総会を終了しました。

(岩手センター 角掛 洋一)

シリーズ 相談室だより (93)

求人票には「正社員」、雇用契約書は「契約社員」

新卒の学生は、就活で「正社員」採用を求めて一喜一憂していると思います。その願いに乗じた詐欺まがいの被害に遭った相談が新卒学生からありました。

100教室以上も展開する学習塾に「正社員」で採用されました。入社2日前の新入社員説明会で、雇用契約書への署名を求められ内容を見たら、なんと「契約社員」と記載されています。担当者に「正社員」の用紙はありませんかと質問したところ、うちは3年間は「契約社員」で、3年後に希望すれば「正社員」になれるシステムなので間違いではありません、嫌なら採用辞退として取り扱いますと言われま

した。納得がいかないので署名をしないで労働相談センターに電話をかけてきました。本人は、求人票から採用面接の時の資料など関係する書類を保存していたので、すぐに会社に抗議したところ全面的に非を認め謝罪して、「正社員」採用となりました。この件は、本人が毅然として泣き寝入りせず、ひとりで悩まずに労働相談センターに相談したこと、関係する書類を保存していたことが早期の解決になりました。本人曰く、大学のゼミで学んだことが生きて良かったと言って、大学にこの件の報告をしました。今年の新卒求人票から、新卒3年目までの離職率が記載されるようになりました。ブラック企業かどうかを見極める手がかりになるでしょう。

(宮城県センター 芳賀 直)

国の責任を断罪。全面解決へ直ちに決断を。 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 最高裁原告勝利判決

10月9日、最高裁判所は、泉南アスベスト国賠訴訟の上告審裁判で、原告勝利の判決を言い渡しました。アスベスト健康被害と国の責任をめぐる訴訟で、最高裁が判断を示したのは初めてです。判決は、対策を講じなかった国の責任を狭くとらえたこと等不十分さを残しながらも、「産業発展」優先をゆるさず国の違法性を断罪した画期的なものです。政府は判決を真剣に受け止め、被害者への保障と救済、全面解決にむけ決断をすべきです。



国会では与野党議員から、早期解決に向けた強い意見が出され、原告・弁護団の繰り返しの要請もあり、21日、厚労相は、やっと和解の方向を打ち出しました。

「いの健」全国センターでは、早期全面解決を要求する次の談話を発表しました。

(談話)

国は最高裁判決を厳粛に受け止め、直ちに原告に謝罪し、早期全面解決にむけた協議に応じるよう要求する

2014年10月10日
働くもののいのちと健康を守る全国センター
事務局長 仲野 智

- 1、アスベストによる健康被害は、危険性を知りながら対策を怠った国に責任があるとして大阪・泉南地域にあった紡織工場の元労働者や遺族89人が国に損害賠償を求めた泉南アスベスト国家賠償請求訴訟第1陣・第2陣の上告審判決が10月9日、最高裁第一小法廷(白木勇裁判長)であり、小法廷は規制権限を行使しなかった国の対応を違法とする原告勝訴の判決を言い渡しました。これにより、2陣54人の勝訴(賠償額約3億3200万円)が確定し、2審敗訴の1陣28人については賠償額を確定するため大阪高裁に審理差し戻しとなりました。
- 2、判決は、「労働環境を整備し、生命、身体に対する危害を防止するため、国は技術の進歩や医学知識に合うよう適時・適切に規制権限を行使すべきだ」との枠組みを示しました。そのうえで局所排気装置設置については「58年には実用的な技術も普及しており、義務化が可能だった」と指摘、設置義務化が13年遅れた点を認めました。一方で、71年以降の粉じん濃度規制の強化や労働者に防じんマスクを使用させることを事業者に義務付けなかったことについては「いちじるしく合理性を欠くとまでは言

えない」と違法性を認めませんでした。

「いの健」全国センターは、不十分さはあっても国の責任を明確に認めた最高裁判決を感慨をもって受け止めるとともに、症状の悪化・不安とたたかいながらこの日を迎えた原告・家族のみなさんと喜びをともにするものです。また、弁護団の死力を尽くした弁論、「勝たせる会」の献身的活動に敬意を表します。

- 3、泉南アスベスト国賠訴訟は、2006年5月の第1陣訴訟提訴から8年5カ月が経過し、14人の原告が解決をみることなく無念の思いのなかで他界され、今なお多くの原告、被害者が症状の悪化に苦しんでいます。「命あるうちの解決」は待ったなしであり、「いの健」全国センターは、国が最高裁判決を厳粛に止め、直ちに原告に謝罪し、差し戻し審の結果を待つことなく早期全面解決にむけた協議に応じるよう要求します。
- 4、「いの健」全国センターは、泉南アスベスト国賠訴訟を「行政が国民のいのち健康と経済成長や産業の保護育成のいずれを優先するのか、この国のあり方が問われる裁判」と考え、原告・弁護団・「勝たせる会」の活動を支援してきました。今後も原告団・弁護団の3つの基本的解決要求(①国による真摯な謝罪、②原告らに対する賠償、③協議の場の設置)を支持し、その実現のため支援をいっそう強めます。また、最高裁判決の到達点に立ち、すべてのアスベスト被害の根絶と救済にむけ奮闘するものです。